平成２４年（フ）第７２号
福岡県田川郡香春町大字高野878番地11
債務者　新谷　真紀（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１８号
秋田県能代市字彩霞長根20番地３
債務者　藤島　広大
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１９号
秋田県能代市字彩霞長根20番地３
債務者　藤島　美佳
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第２２７号
山梨県甲府市武田３丁目３番８号
債務者　赤平　辰一
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
山梨県甲府市飯田４丁目６番14号　エミネンス飯田102
債務者　水石　愛美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
山梨県韮崎市龍岡町下條南割1172番地１　ステラーハウス103号
債務者　新谷　俊郎
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
山梨県韮崎市龍岡町下條南割1172番地１　ステラーハウス103号
債務者　新谷　成江
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
長野県松本市野溝西２丁目６番44号　芙蓉ハイツ１－Ｅ号
債務者　丸山　長福
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
長野地方裁判所松本支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５号
鹿児島県南さつま市加世田地頭所684番地
破産者　溝神　裕二
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第５４号
群馬県伊勢崎市昭和町1615番地４
破産者　有限会社ワタナベ工機
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５５号
群馬県伊勢崎市上諏訪町1463番地６
破産者　渡邊　昭夫
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５６号
群馬県伊勢崎市上諏訪町1463番地６
破産者　渡邊美知代
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４０号
群馬県太田市新島町743番地１
破産者　日本ディステム有限会社
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１号
群馬県前橋市富士見町田島86番地
破産者　金澤　　守
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５０３号
埼玉県北本市本宿８丁目40番地
破産者　株式会社サカキ企画
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町６丁目17番18号
破産者　株式会社いしづか
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３３１号
東京都千代田区九段南４丁目８番30号
破産者　株式会社ビーム総研
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５１号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目１番40号
破産者　協同組合静内ショッピングセンター
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７３号
札幌市白石区東札幌３条４丁目６番８号　一二三荘１階左
破産者　柏谷　由美（旧姓塚本・森・木村）
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部